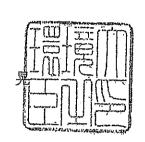


諮問第353号環保企発第1306174号 平成25年6月17日

中央環境審議会会長 武内和彦殿

環境大臣 石 原 伸



残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の 審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置及び同法第14条第2項の 規定に基づく判定について(諮問)

標記について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和 48 年法律第 117 号)第 56 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置及び同法第 14 条第 2 項の規定に基づく判定について、貴審議会の意見を求める。」

(諮問理由)

平成13年5月に採択された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(以下「ストックホルム条約」という。)は、残留性有機汚染物質から人の健康及び環境を保護することを目的として、残留性有機汚染物質の製造及び輸出入、使用等に係る規制等について規定した条約である。我が国は、平成14年8月、本条約を締結した。これまで、本条約で意図的な製造及び使用から生ずる放出を削減し、又は廃絶するための措置が必要な残留性有機汚染物質として規定されている物質については、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号。以下「法」という。)において、第一種特定化学物質に指定し、製造、輸入、使用及びこれらを含む製品の輸入を禁止する措置を講じてきたところである。

平成23年4月に開催されたストックホルム条約第5回締約国会合及び本年4月から5月に開催された第6回締約国会合において附属書の改正が決定され、新たに6,7,8,9,10,10—へキサクロロー1,5,5a,6,9,9a—ヘキサヒドロー6,9—メタノー2,4,3—ベンゾジオキサチエピン=3—オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)及びヘキサブロモシクロドデカンが、意図的な製造及び使用から生ずる放出の廃絶の対象となった。ついては、我が国として条約の遵守に不可欠な措置を講じるため、これら二物質を法の第一種特定化学物質に指定すること、個別の適用除外の取扱いに関すること、及びこれらの物質が使用されている製品であって輸入を禁ずるものを指定することについて、法第56条第1項第1号の規定により、貴審議会の意見を求める。

同時に、法第 14 条第 1 項の規定に基づく有害性の調査を行った 1, 2, 5, 6, 9, 10ーヘキサブロモシクロドデカンについては、同条第 2 項の規定に基づき、法の第一種特定化学物質に該当するものと判定することについて、法第 56 条第 1 項第 3 号の規定により、貴審議会の意見を求める。